

## 生活環境獣類被害防護柵設置事業補助金

獣類の対策として設置する侵入防止柵の費用を補助します。

獣類による生活環境への被害対策として、獣類の侵入を防止する目的で設置する、防護柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、トタン柵、ネット柵等を設置する際の資材購入費について補助を行います。

補助対象経費に制限等がありますので、防護柵の設置を検討している方は、お早めにご相談ください。

対 象 者	次のいずれかに当てはまる方 1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人 3 町内会 ※ 市税の滞納のない方（必須）	
補助対象経費	新たに設置する侵入防止柵の資材購入に要する経費 ※消費税及び地方消費税を除きます。 【補助条件】 資材の購入は、市内の店舗又は事業者から購入したものに限り	
補助対象用地	次のいずれにも該当する宅地又は雑種地 1 補助対象者が所有又は管理し、現に利用している土地 2 獣類による被害を受け、又は被害を受けるおそれがある土地 ※ 農地及び採草牧草地は対象外です。	
補助対象柵	◎ 防護柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、トタン柵、ネット柵又はそれらの複合柵 ※上記以外の種類については、市長が認めたものに限り	
補助率・限度額	個人又は法人	町内会
	補助対象経費の2分の1以内 (上限金額) 3万円	補助対象経費の2分の1以内 (上限金額) 9万円
申請方法	補助金交付申請書兼実績報告書に以下の書類を添えて提出して下さい。 ・市内で資材を購入したことが分かる領収書の写し等 ・侵入防護柵設置箇所の位置図及び設置後の写真 ・市税完納証明書又は市税の納付状況に係る情報の照会に関する承諾書 ・事業報告書 ・その他市長が必要と認める書類	

- ・ 上記は令和3(2021)年5月10日から令和4(2022)年3月31日までに申請する方が対象です。
- ・ 暴力団及び暴力団と密接な関係を有する方は、ご利用できません。
- ・ 予算に達し次第、補助を終了します。

お問い合わせは、農政課有害鳥獣対策係へ ☎0257-21-2295